

福島再生加速化交付金（第29回）《原子力災害情報発信等
拠点施設整備第1回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備）」に
ついて、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額について

今回配分額 事業費 330百万円、国費 220百万円
(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県が実施する原子力災害情報発信等拠点施設（アーカイブ拠点
施設）整備に係る費用の支援を行う。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第29回）《原子力災害情報発信等拠点施設整備（第1回）》自治体別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備）事業概要

本件連絡先

復興庁原子力災害復興班

遠藤、大金、山中

電話：03-6328-0242

福島再生加速化交付金（第 29 回）≪原子力災害情報発信等拠点施設整備（第 1 回）≫市町村別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	330	220
計	330	220

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備）事業概要

事業概要・目的

- 東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまでに経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取り組みを正しく伝え、教訓として国を超え世代を超え継承・共有していくことは重要である。
- そのため、本事業では、福島県が行う原子力災害に係る情報発信等拠点施設（アーカイブ拠点施設）の整備に対して支援を行い、資料展示や関連調査、研修等の実施を通じ、福島の実験や教訓等を国内外に発信することを目的とする。

（経緯）

- ・平成28年8月、福島県において、建設予定地を双葉町中野地区とすることを決定。
- ・平成29年3月、福島県において、「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想」を策定。
- ・平成29年度より、拠点施設の整備に向けた事業に着手。

期待される効果

- 原子力災害情報発信等拠点施設（アーカイブ拠点施設）の整備を支援することにより、原子力災害の実態と復興への取り組みを正しく伝え、原子力災害からの復興・再生を加速化させる効果が期待できる。

事業イメージ・交付対象事業

（1）対象地域・団体

福島県

（2）交付対象事業

①基幹事業

原子力災害情報発信等拠点施設整備事業

福島県が行う原子力災害情報発信等拠点施設の整備に対して支援を行い、資料展示や関連調査、研修等の実施を通じ、福島の実験や教訓等を国内外に発信する事業

②効果促進事業

「基幹事業」と一体となって効果を増大させる事業（基幹事業の事業費の35%を上限とする。）

（3）交付額

交付対象経費に2/3を乗じて得られる額

【事業イメージ】



事故の発生と避難指示

映像資料のイメージ

資金の流れ

